

別表第1 (第2条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率または補助金等の額	予算科目	補助金等の支払区分
1	私立高等学校教育振興補助金	教職員の給与改善および教育内容の充実を図る。	福井県内において私立高等学校を設置する者	教職員の給与改善および教育内容の充実を図るための経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払
2	私立高等学校教育施設整備事業補助金	教育施設の整備充実を図る。	福井県内において私立高等学校を設置する者	高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第4章に規定する施設・寄宿舎その他教育の用に供するために特に知事が必要と認める施設の整備、充実を図るための経費(これらに付帯する廊下、階段等を含む。)	本工事費の2/10以内に相当する金額	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払
3	私立高等学校教育施設整備事業補助金(私立高等学校等施設高機能化整備費(耐震改築工事)の対象となる場合)	教育施設の整備充実を図る。	福井県内において私立高等学校を設置する者	私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費)交付要綱(平成13年4月1日文部科学大臣裁定)に定める経費	本工事費の1/6以内に相当する金額	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払
4	私立学校教職員共済事業補助金	教職員の福利厚生事業に対し加入者および学校の負担の軽減を図る。	日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団が行う共済事業のうち年金等給付事業に要する経費	福井県内の加入者の標準給与総額(当該年度の標準給与月額合計に12を乗じた金額)の8/1000以内に相当する金額	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	精算 払
5	福井県私立学校退職金基金社団補助金	教職員の退職金制度の健全な発展を図るため、基金造成について助成を行う。	社団法人福井県私立学校退職金基金社団	教職員の退職金の交付に必要な基金造成経費	福井県内の加入者の標準給与総額(前年度の標準給与月額合計に12を乗じた金額)の23/1000以内に相当する金額	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払
6	福井県私立学校連合会補助金	福井県私立学校連合会の健全な発展と教育の振興を図る。	福井県私立学校連合会	当該連合会が行う私学振興事業および運営に要する経費(人件費を除く。)	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払
7	福井大学しらゆり会補助金	解剖体確保事業等の促進を図る。	福井大学しらゆり会	解剖体確保等の事業に要する経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)大学費 (目)大学費	概算 払
8	私立専修学校等教育振興補助金	教育内容の充実と経営の健全化を図る。	福井県内において私立専修学校等を設置する学校法人および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人または特例財団法人。ただし、看護師等養成所運営費補助金(地域医療課所管)の交付を受ける者を除く。	教育内容の充実と経営の健全化を図るための経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払
9	私立大学教育振興補助金	新設された私立大学または大学の学部もしくは学科の増設を行う私立大学の経営の健全性を高め、その健全な発展を図る。	福井県内において私立大学を設置する者	教職員の給与改善および教育内容の充実を図るための経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払
10	私立専修学校施設整備資金利子補給金	専修学校教育の改善を行うことにより、教育の振興を図る。	福井県内において私立専修学校を設置する者	校舎の新增築または校舎敷地もしくは運動場の取得整備のための経費(校舎の買収等による取得も含む。)	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払
11	私立中学校教育振興補助金	教職員の給与改善および教育内容の充実を図る。	福井県内において私立中学校を設置する者	教職員の給与改善および教育内容の充実を図るための経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払

12	私立高等学校等 就学支援事業補助金 (就学支援金)	私立高等学校等に通う 生徒の教育費負担を軽減する。	福井県内において私立 高等学校または私立専 修学校(高等課程)を 設置する者	高等学校等就学支援金 の支給に関する法律 (平成22年法律第18 号)の規定による	高等学校等就学支援 金の支給に関する法 律(平成22年法律第 18号)の規定による	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払	R2～追加
	〃 (授業料等減免 補助)	私立高等学校等に通う 生徒の教育費負担を軽減する。	福井県内において私立 高等学校または私立専 修学校(高等課程)を 設置する者	補助事業者が設置する 私立高等学校または私 立専修学校(高等課 程)の生徒に対して授 業料(授業料に準ずる ものを含む)および入 学金を免除または軽減 するために要する経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払	
	〃 (専攻科支援 金)	私立高等学校等専攻科 に通う生徒の教育費負 担を軽減する。	福井県内において私立 高等学校等専攻科を設 置する者	私立高等学校等専攻科 に通う生徒の教育費負 担を軽減するための経 費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払	
13	私立高等学校等 就学支援金 事務費交付金	就学支援金に関する事 務の円滑に実施する。	福井県内において私立 高等学校または私立専 修学校(高等課程)を 設置する者	就学支援金に関する事 務に要する経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払	
14	私立小学校教育 振興補助金	教職員の給与改善およ び教育内容の充実を図 る。	福井県内において私立 小学校を設置する者	教職員の給与改善およ び教育内容の充実を図 るための経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払	
15	公立大学法人福 井県立大学施設 整備費等補助金	福井県立大学の教育研 究環境の維持向上を図 る。	公立大学法人福井県立 大学	福井県立大学の施設・ 設備等の整備(修繕工 事、災害復旧を含む。)に要する経費 (設計費、工事監理費 等を含む。)	予算の範囲内	(款)教育費 (項)大学費 (目)大学費	概算 払	
16	私立学校耐震化 促進事業補助金	私立学校の耐震化の促 進を図る。	福井県内において私立 の小学校、中学校およ び高等学校を設置する 者	小学校、中学校および 高等学校の施設の耐震 診断および耐震補強工 事に要する経費	○耐震診断 診断経費の2/3以内 に相当する金額 ○耐震補強工事 本工事費の1/6以内 に相当する金額。た だし、木造建築物と 400万円未満の耐震工 事は本工事費の1/2以 内に相当する金額	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払	
17	私立小中学校修 学支援事業補助 金	私立小中学校に通う生 徒の教育費負担を軽減 する。	福井県内において私立 小学校または私立中学 校を設置する者	補助事業者が設置する 私立小学校または私立 中学校の生徒に対して 授業料負担を軽減する ために要する経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払	
18	県内大学等留学 生宿舍整備事業 補助金	県内大学等への外国人 留学生の受入れおよび 地元定着を促進する。	県内大学、短期大学、 高等専門学校	留学生宿舍の整備のた めの経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)大学費 (目)大学費	概算 払	
19	私立専門学校地 域人材育成支援 事業補助金	私立専門学校の人材育 成力強化や、人材の県 外流出抑制を図る。	私立専門学校設置者	入学者確保の強化、教 育内容の充実、学生の 県内就職促進を図るた めの経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)教育総務費 (目)私学振興費	概算 払	R2～変更
20	F A A学ぶなら 福井!応援事業 補助金	県内大学等の学生確 保、学生の県内定着を 図る。	県内大学、短期大学、 高等専門学校	学生募集および教育研 究、県内定着支援の充 実にかかる経費	予算の範囲内	(款)教育費 (項)大学費 (目)大学費	概算 払	R2～追加
21	高等教育修学支 援事業補助金	福井県立大学および県 内私立専門学校に通う 学生の教育費負担を軽 減する。	公立大学法人福井県立 大学、私立専門学校設 置者	福井県立大学の学生お よび県内私立専門学校の 学生に対して授業料 および入学科を免除ま たは軽減するために要 する経費	県立大学 全額 私立専門学校 1/2	(款)教育費 (項)大学費 (目)大学費	概算 払	R2～追加

備考 補助事業者は、補助金交付申請時点において県税の全税目に滞納がない者か、次のいずれかに該当する者(過去3年)に限る。

- (1) 法人県民税ならびに法人事業税および地方法人特別税が非課税である法人
- (2) 収益事業を行わず法人県民税ならびに法人事業税および地方法人特別税が非課税である任意団体
- (3) 収益事業を行わないため、法人県民税の均等割のみ課税され、かつ減免を受けた団体

別表第2 (第3条、第5条、第6条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金交付申請書の提出期日	補助金交付申請書に添付すべき書類の名称	状況報告書の提出期日	補助事業実績報告書の提出期日	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	私立高等学校教育振興補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 財産目録 4 在学者状況表 5 教職員組織状況表 6 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
2	私立高等学校教育施設整備事業補助金	知事が定める期日	1 理由書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 財産目録 5 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
3	私立高等学校教育施設整備事業補助金(私立高等学校等施設高機能化整備費(耐震改築工事)の対象となる場合)	知事が定める期日	1 理由書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 財産目録 5 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
4	私立学校教職員共済事業補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
5	福井県私立学校退職金基金社団補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 定款 4 業務方法 5 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書 3 会員負担金明細表 4 退職金支給明細表
6	福井県私立学校連合会補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
7	福井大学しらゆり会補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
8	私立専修学校等教育振興補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 在学者状況表 4 教職員数等調 5 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
9	私立大学教育振興補助金	知事が定める期日	1 交付申請額内訳表 2 事業計画書 3 収支予算書 4 財産目録 5 在学者状況表 6 教職員組織状況表 7 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
10	私立専修学校施設整備資金利子補給金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	—	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 利子補給計算書
11	私立中学校教育振興補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 財産目録 4 在学者状況表 5 教職員組織状況表 6 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書

整理番号	補助金等の名称	補助金交付申請書の提出期日	補助金交付申請書に添付すべき書類の名称	状況報告書の提出期日	補助事業実績報告書の提出期日	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
12	私立高等学校等就学支援事業補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
13	私立高等学校等就学支援金事務費交付金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
14	私立小学校教育振興補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 財産目録 4 在学者状況表 5 教職員組織状況表 6 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
15	公立大学法人福井県立大学施設整備費等補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
16	私立学校耐震化促進事業補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
17	私立小中学校修学支援事業補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
18	県内大学等留学生宿舎整備事業補助金	知事が定める期日	1 理由書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 財産目録 5 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
19	私立専門学校地域人材育成支援事業補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
20	F A A学ぶなら福井！応援事業補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書
21	高等教育修学支援事業補助金	知事が定める期日	1 事業計画書 2 収支予算書 3 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書	必要と認めて指示した日	事業完了後30日以内 または 翌年度の4月10日のいずれか早い日	1 補助事業成果報告書 2 収支決算書

備考 次のいずれかに該当する者（過去3年）は、補助金交付申請書に添付すべき書類のうち「県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書」または「納税状況の確認に関する同意書」の添付は不要とする。

- (1) 法人県民税ならびに法人事業税および地方法人特別税が非課税である法人
- (2) 収益事業を行わず法人県民税ならびに法人事業税および地方法人特別税が非課税である任意団体
- (3) 収益事業を行わないため、法人県民税の均等割のみ課税され、かつ減免を受けた団体

別表第3（第4条関係）

整理番号	補助金等の名称	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
1	私立高等学校教育振興補助金	補助事業に要する経費ごとの20%の範囲内における変更であって補助事業の効用が減じられないこと。	補助事業の効用が増大する内容変更
4	私立学校教職員共済事業補助金		
5	福井県私立学校退職金基金社団補助金		
6	福井県私立学校連合会補助金		
7	福井大学しらゆり会補助金		
8	私立専修学校等教育振興補助金		
9	私立大学教育振興補助金		
10	私立専修学校施設整備資金利子補給金		
11	私立中学校教育振興補助金		
12	私立高等学校等就学支援事業補助金		
14	私立小学校教育振興補助金		
17	私立小中学校修学支援事業補助金		
19	私立専門学校地域人材育成支援事業補助金		
20	F A A学ぶなら福井！応援事業補助金		
21	高等教育修学支援事業補助金		
2	私立高等学校教育施設整備事業補助金	本工事費、附帯工事費、その他補助対象となった経費ごとの20%の範囲内における変更であって補助事業の効用が減じられないこと。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築場所 同一敷地内での位置の変更</li> <li>2 構造区分（木造、鉄筋、鉄骨、その他） 上位の構造への変更</li> <li>3 建物区分（校舎、屋内運動場等）の面積 補助対象事業面積が増大する変更</li> <li>4 契約方法 契約方法の変更</li> <li>5 工事完成期限 交付決定を受けた年度内における延期</li> </ol>
3	私立高等学校教育施設整備事業補助金 （私立高等学校等施設高機能化整備費（耐震改築工事）の対象となる場合）		
15	公立大学法人福井県立大学施設整備費等補助金		
16	私立学校耐震化促進事業補助金		
18	県内大学等留学生宿舎整備事業補助金		

別表第4（第8条関係）

整理番号	補助金等の名称	財産名	構造規格等	耐用年数
1	私立高等学校教育振興補助金	補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに、取得価格または、効用の増加した価格が50万円以上の機械および器具		減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定めている耐用年数
2	私立高等学校教育施設整備事業補助金			
3	私立高等学校教育施設整備事業補助金（私立高等学校等施設高機能化整備費（耐震改築工事）の対象となる場合）			
6	福井県私立学校連合会補助金			
7	福井大学しらゆり会補助金			
8	私立専修学校等教育振興補助金			
9	私立大学教育振興補助金			
10	私立専修学校施設整備資金利子補給金			
11	私立中学校教育振興補助金			
14	私立小学校教育振興補助金			
15	公立大学法人福井県立大学施設整備費等補助金			
16	私立学校耐震化促進事業補助金			
18	県内大学等留学生宿舎整備事業補助金			
19	私立専門学校地域人材育成支援事業補助金			
20	F A A学ぶなら福井！応援事業補助金			